

公的研究費に係るコンプライアンス教育の受講と誓約書の提出について

和泉短期大学

2014年度より、文部科学省が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2014年2月18日改正）によって、科研費等公的研究費を執行する研究者については、公的研究費に係わるコンプライアンス教育（研修）の受講と、所属する研究機関への誓約書の提出が義務づけられました。

科研費をはじめ公的研究費を受給する、これから申請する場合には研修の受講と誓約書の提出が必須となります。研修の受講と誓約書の提出なき場合、本学を通じての公的研究費の受給・執行、申請をすることはできません。（研究代表者、研究分担者、連携研究者、研究協力者、共同研究者等含みます）

科研費・公的研究費を受給する研究者は、文部科学省作成のコンプライアンス教育コンテンツを視聴の上、誓約書をプリントアウト、ご署名の上、教育・学習支援ユニットへご提出ください。

※本誓約書は、新任教職員研修やコンプライアンス教育の受講時に提出を求めます。なお、一度提出された後は、ルール改訂や見直しが生じた際に再提出を求めることがあります。

・文部科学省作成のコンプライアンス教育コンテンツ(動画)

下記の URL より、文部科学省のサイトに移動し、

教員・研究者は【動画（YouTube MEXT ch）】研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて（研究者向け）を視聴してください。

職員等は、【動画（YouTube MEXT ch）】研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて（管理者向け）を視聴してください。

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm

誓約書

和 泉 短 期 大 学
コンプライアンス推進責任者
事務局長 平塚 豊 殿

私は、自身が関与する公的研究費等による研究課題の推進にあたり、文部科学省の公開しているコンプライアンス教育を受講し又は関連する資料を受領し、内容を理解した上で以下の事項を確認しました。

1. 和泉短期大学の定める関連規程等や公的研究費等の配分機関の定めるルールを遵守すること
2. 公的研究費等の不正使用や研究上の不正行為を行わないこと
3. 和泉短期大学の関連規程等に違反して、不正使用や不正行為を行った場合は、和泉短期大学や公的研究費等の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること

____年 ____月 ____日

所 属 : _____

職 位 : _____

氏 名 : _____ (印)